

## 5. FISIM を採用する影響 ～一般に GDP の増加要因となる～

旧国民経済計算体系（1968SNA）では、金融仲介サービスは全額企業部門の中間投入（中間消費）と見なされているが、今般改定された1993SNAでは、FISIMを導入すると、家計、対家計民間非営利団体、一般政府、海外部門も金融仲介サービスの一部を最終消費する扱いとなった。この結果93SNAでは、金融仲介サービスの増減は国内総生産に直接影響を及ぼすこととなった。

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）を計測し、国内総生産の本表に組み入れるか（本体系は我が国では付表2）、付表または脚注（参考系列）で別途表示するかについては、各国の判断に一任されているが、いずれかで明示することは求められている。

この本体系か参考表章かの判断は、各国の思惑が錯綜する。現行の推計では生産活動ではあるものの、その生産額は一國のGDPから全額控除されている。このことについては、国際金融センターを有する国（ルクセンブルグ、スイス、シンガポール）や金融大国（クウェート、サウジアラビア）からはかねてより金融帰属サービスの是正を求める主張があった。金融帰属サービスがGDPの構成要素となりうる最終消費や輸出入に配分されないため、自国のGDPが過少推計されており、FISIMを導入して是正したいとの主旨である。

コラム 我が国のFISIM概念導入による本体系表章と参考系列表章の方向性

我が国でのFISIM導入については、FISIM方式の採用は参考系列にて制度部門別分割を行うことを目指し、本体系での移行については今後継続して検討していくことになろう（移行への課題点はV-2参照）。本稿についても制度部門別分割のレベルでの推計手法について検討していく。従って

① 本体系では旧68SNAの帰属利子方式を継続使用予定であり

帰属利子＝受取利子・配当－支払利子

② FISIM（参考系列表章⇒制度部門別分割）では

$$\text{FISIM} = \text{受取利子} - \text{支払利子} - \{(\text{運用残高} - \text{調達残高}) \times \text{参照利子率}\}$$

以上のように①、②はそれぞれ本体系、参考系列と2本建てで表章を目指すことになる。

## 6. 93SNA 勧告上の FISIM に対する記述（抜粋）

本稿の目的は以下の93SNA 勧告での解釈をより具体

化し、国際比較の可能性を確保しつつ我が国の推計手法案を作成することである。そこで各国の推計手法案やEUROSTAT等での議論を勘案しつつ、我が国の金融制度固有の事情についても加味し、吟味していくことになる。なお、国際比較での利便性の維持の観点から、諸外国の太宗に従う形で推計試案を検討した。

### ① 総論

- i. 93SNAではFISIM産出額の利用者への配分の困難さを鑑み、
- ii. 68SNAで提案されたFISIMの総額を架空産業の中間消費として記録する現行方式（帰属利子方式）の継続を認めている（本体系での帰属利子方式の継続使用）。
- iii. しかし国際比較の観点から、本体系にて帰属利子方式を適用しても、FISIMを各部門内の中間消費、最終消費及び輸出入に配分した補足計数値を提供することを勧告している（参考系列でのFISIM方式の使用）。

### ② 各論

- i. 金融仲介活動を「市場における金融取引に従事することで金融資産を取得することを目的として、自己勘定で負債を負う制度単位の生産的活動」と定義。
- ii. FISIMは「金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定についての、間接的な計測方法」であり、金融仲介機関の「受取財産所得－支払利子」として計測する。
- iii. ただし、FISIMの計測に当たって、「金融仲介機関の受取財産所得－支払利子より自己資金の運用による受取財産所得を除く」
- iv. 保険会社及び年金基金については別途の計算方法によってサービス産出額を計測し、FISIMの計測からは除外する（I-1参照）。
- v. 「FISIM産出を様々な金融仲介サービスの利用者に配分する場合、取るべき一つの可能性は、現実の支払利子率・受取利子率と参照利子率の差額に基づいて配分すること」であり、参照利子率としては、「資金借入に伴う純粹費用、すなわち、リスク・プレミアムを最大限取り除き、さらにかなる仲介サービス料をも含まない率が望ましい。インターバンク貸出レートは、利用可能ならば、適切な選択であろう。あるいは公定歩合を用いることもできるであろう。」（III-5参照）
- vi. 「中央銀行によって提供される金融仲介サービスについても他の金融仲介機関のサービスと同じ

ように測定されるべきである。」(Ⅱ-2、Ⅲ-6-①参照)

## Ⅱ. 現在まで推計手法確立への動き

Ⅰに記述したように国連93SNA マニュアルでのFISIMに関する記述はAnnexⅢの563-568ページのみであり、正味6ページのみである。この箇所での記述は概念的で具体的であり、各国の金融制度を勘案して各国で個別に適用させることを望んでいるものと思われる。しかしながら、FISIM導入の趣旨は国際比較の可能性を足らしめるためのものである点を考慮すると、同一基準での導入が求められる。その点を加味し、国連93SNA勧告を受け、EU加盟国は、欧州統計委員会(以下EUROSTAT)の作業委員会を中心に検討を進めている。従って、このEUROSTATでの見解、方針が今後の世界各国でのFISIM推計の国際基準となる可能性が高いものと推察される。本章ではまずこのEUROSTATを中心とした諸外国の動きをまとめ、個別論点の各国の概念整理状況を明らかにし、その後、我が国での対応状況、方向性について論じていくこととしたい。

### 1. 各国FISIM推計の進行状況及び今後の予定

ECの会議決議事項No448/98によると今後の日程は

- ① 1998/2/16 EUROSTATの会議での推計方針案(council regulation)が決まる。
- ② 1999/11/1 1995-1998年の結果提出  
2000/3/14の会議(資料に詳細あり図表2-1~5参照)
- ③ 2000/11/1 1999年の結果と1995-1998年の結果改正分を提出
- ④ 2000/12/31 中間レポートを提出
- ⑤ 2001/11/1 2000年の結果と1995-1999年の結果改正分を提出(予定)
- ⑥ 2002/4/30 2001年の結果推計値と1995-2000年の結果改正分を提出(予定)
- ⑦ 2002/7/1 最終レポートを提出(予定)
- ⑧ 2002/12/31 FISIM配分方法の採択決議(予定)
- ⑨ 2003/1/1 正式実施(予定)

とある。

### 2. EUROSTATにおける推計手法検討状況 検討結果・合意事項

なお、下記合意内容との推計私案の対比はⅢ部にて。

- ① 1996年6月のOECD - UNECE - EUROSTAT

の合同会合における合意内容

- i. Global FISIMの総額とDetailed FISIMの総額は等しい。
- ii. FISIMを産出する資金の範囲を預金と貸付金に限定される。
- iii. 金融仲介機関の預金と貸付金の差額は参照利率によって評価する。
- iv. 金融仲介機関相互の取引についてもFISIMを発生させているものと認識する。
- v. 金融仲介機関の対象から中央銀行を除く。
- vi. 参照利率については以下3通りの提案あり。
  1. 金融仲介機関同士の預金・貸付金平均利回り(インターバンクレート)
  2. 金融仲介機関の平均貸付金利と平均預金金利の中間水準
  3. インターバンクレートと債券利回りの中間水準以上3案があるものの未だに合意には至っていない。
- vii. FISIMの実質化 Ⅲ-13の内容にて合意に至っている。

- ② 1997年6月に開かれたOECD - UNECE - EUROSTATの合同会議にて

イギリスが、各国の足並みが揃っていないことやFISIMに慣れるための猶予期間の必要性を理由に、FISIMを参考計数として扱うことを提案した。

- ③ 2000年4月実施会議まとめ 試算値に基づく問題点整理(図表2-1~5参照)

(以下は2000年3月14日付けのEUROSTATの会議資料である。)

会議開催の位置付け 当会議では1998年2月16日のcouncil regulationに基き、EUROSTAT参加国が1995年から1998年につき推計値を作成し、問題点整理を行っている。

- ※ 2000/3/14 EUROSTAT会議資料における略号一覧

部門定義	F I : 金融仲介機関
S11 : 非金融法人企業部門	S12 : 金融機関部門
S121 : 中央銀行	
S122 : その他の預金取扱機関	
S123 : 保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関	
S124 : 金融補助機関	
S125 : 保険会社及び年金基金	
S13 : 一般政府部門	S14 : 家計部門
S15 : 対家計非営利団体部門	

図表 2-1 EUROSTAT 加盟国 国際比較表  
(2000/3/14会議提出資料より)

	BE(ベルギー)	DK(デンマーク)	DE(ドイツ)
※略号は本文に掲載			
1 S122とS123の範囲 (その他の預金取扱機関と保険会社を除くその他の金融仲介機関の範囲)	・金融リース機関、消費者信用及びモーゲージ信用付与機関をFISIM発生機関とする(その他はFISIMを発生しない)。 ・S123が保有・発行する証券は、ストック及び証券の経過利子の平均から除外されている。	・S123の利用者部門ごとの配分については、基礎統計の制約により、S123が信用・消費者信用を一般政府又は法人企業にのみ与えるものと仮定して推計。	
2 制度部門別の預金及び貸付金ストック (参考)制度部門として家計とNPISHが分離		・貸付金・預金のストックに関する統計はあるが、ノンバンクについては、年次統計のみでかつ制度部門別でない。	
3 家計部門の分割 (個人企業との分割:中間消費と最終消費の分割のため)	・預金、貸付金それぞれにつき、消費者としての家計、住宅保有者としての家計、個人企業としての家計の全てにつき分離可能。ただし、1995年~1997年までの統計しか存在しないため、1998年は一部を別途推計。	・住宅所有者としての家計への貸付金の統計がなく、別途推計。 ・個人企業が保有する預金の全てを消費者としての家計の預金と扱う(⇒個人企業としての家計と消費者としての家計とに分離不可能)。	・預金、貸付金それぞれにつき、消費者としての家計、住宅保有者としての家計、個人企業としての家計の全てにつき分離可能。
4 非居住者の貸付金・預金・ストック統計 (輸出入FISIM推計用)	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明
5 非居住者の貸付金・預金・フロー統計 (輸出入FISIM推計用)	・信用機関の貸付金の受取利子及び預金の支払利子の統計は、制度部門毎に分割されていないため、いわゆる「横道調査」を実施(回答率75%)して推計。 ・信用機関の海外支店の損益については、国内の信用機関の活動状況に比例した信用、預金ストックに基づき調整して推計。	・中央銀行、FI、一般政府、個人企業所有者、法人企業からなる制度部門に分類された利子フローが直接利用可能(ただし、この分類はFISIM推計に要求されるものと異なる)。S122・S123のノンバンクに関する利子フロー統計は制度部門分割されていないため、取引を家計(消費者信用)、一般政府又は法人企業のうち特定の1つ、2つに限定する仮定を置いている。 ・また、ストックと異なり、非居住FIの支払利子フローに関する統計なし。	・ストックに対応した利子フローについて詳細な統計あり。また、公表されている銀行や国際収支統計の平均利子率を用い、制度部門に分割。なお、利子率はストックの歴史的な経緯を踏まえる必要があるにもかかわらず、今回の結果では新しい取引のみに対応する利子率である点が問題。
6 Method 1, Method 2 での参照利子率 (1:貸付金のみ 2:貸付金・株式以外の証券利子)	・居住者FIであるS122とS123の間の取引資産と取引負債は概念上一致するものであるが、実際には一致しないため、負債側に参考値を置くことにより、居住信用機関へのインターバンク信用量及びその信用量に対応する利子の差額を非居住者FIとの取引とみなす。 ・Method 2 では、FIが保有する証券から受け取る利子を含めている。ただし、金融派生商品は除外。また、統計の制約上、S123が所有・発行する証券も含めていない。	・居住者であるS122とS123間の取引資産と取引負債は概念上一致するものであるが、実際には一致しないため、2重計算があっても全ての銀行間取引を利用。計算式は、(銀行受取利子+その他のS122機関への銀行の支払利子) / (その他のS122機関に預けられている(から預かっている)銀行所有の貸付金と預金)。 ・Method 2では、FIによって発行される株式以外の証券(一債券)の経過利子に関する統計なし。	・Method 2の算出においては、預金性の記名債券(registered bonds)を預金と扱う。
7 Method 3での参照利子率の推計可否 (長短別々推計)	可(Method 3の推計結果は他のMethodの方法に比しless reliableと指摘)	可(長期参照利子率には5年もの一般政府国債を使用)	可
8 Method 4での参照利子率の推計可否	可(ただし、Method 4は経済学的意味合い(センス)がないとして、理論的観点から疑問を示す)	可(リスク要因が利子率に含まれているため、Method 4a~4cの参照利子率は、高すぎる値となっている)	可
9 Global FISIMと制度部門別のFISIMの合計との比較(Method 3を除く)	可(Global FISIMは、株式以外の証券の利子を含めているため、制度部門別のMethod 1~4cまでのFISIMより大きくなる。なお、Method 2の参照利子率においてのみ、FIによって発行される株式以外の証券の利子を使用。)	可	不可
10 中央銀行の取扱い	・コスト積上げとGlobal FISIMの定義である産出(受取利子-支払利子)の両方で中央銀行のFISIMを計算。前者(コスト積上げ法によるFISIM推計値)よりも後者(Global FISIMの計測方法によるFISIM推計値)の方が大きく、前者は後者の36~41%。中央銀行の実際の生産活動としては前者の方が適当であることを示唆。	・コスト積上げとGlobal FISIMの定義である産出(受取利子-支払利子)の両方で中央銀行のFISIMを計算。前者(コスト積上げ法によるFISIM推計値)よりも後者(Global FISIMの計測方法によるFISIM推計値)の方が大きい。	・計算なし
11 負のFISIMの発生		・S13、S125で負のFISIM発生。ただし、いずれもFISIM総額のうちの僅か。	
12 名目GDPに与える影響(Method 1~4c)	1. 3%	1. 5%	1. 8%
うち、家計最終消費支出	0. 9%	1. 35%	-
うち、非市場サービス最終消費	0. 2%	0. 05%	-
うち、輸出	0. 4%	0. 1%	-
13 Method 1~4cの選択について	Method 1及びMethod 2	Method 1及びMethod 3	

図表 2-2 EUROSTAT 加盟国 国際比較表  
(2000/3/14会議提出資料より)

	ES(スペイン)	NL(オランダ)	IT(イタリア)
※略号は本文に掲載			
1 S122とS123の範囲 (その他の預金取扱機関と保険会社を除くその他の金融仲介機関の範囲)	・S123については、FISIMを発生しないため、FI利用者としてS11に位置付け。	・S123のうち、FISIMを発生させない機関(例:保険所有企業及び投資企業)については、S124の金融仲介利用者として位置付ける。なお、FISIM全体のうちの2%だが、S123のモーゲージ付与銀行や地方公共団体信用銀行等のFISIM発生機関の利子フローに関する詳細な統計なし。	
2 制度部門別の預金及び貸付金ストック (参考)制度部門として家計とNPISHが分離	○	×	×
3 家計部門の分割 (個人企業の分割:中間消費と最終消費の分割のため)	・消費者としての家計の預金の利子受取・支払に関する制度部門別配分は基礎統計がなく、別途推計(ただし、weakest estimate)。	・住宅保有者としての家計への貸付金の統計はなく、モーゲージの総額で代用(ただし、この全てが投資であるわけではなく、結果として消費者としての家計の分が過小評価)。 ・個人企業としての家計については、試験的調査による僅かな統計しか存在しない。	・預金、貸付金それぞれにつき、消費者としての家計、住宅保有者としての家計、個人企業の所有者としての家計の全てにつき分離可能。
4 非居住者の貸付金・預金・ストック統計 (輸出入FISIM推計用)	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明。	・非居住者のうち、FIと非FIとの区別不可能。よって、貸付金・預金の輸出FISIM額を評価するための独自の推計を実施して区別。	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明
5 非居住者の貸付金・預金・フロー統計 (輸出入FISIM推計用)	・中央銀行の四半期毎の金融勘定から、全ての制度部門の利子フロー統計が利用可能。	・利子フロー統計は、制度部門別、資産別に分類されていないため、家計貯蓄率や国際収支統計等を用いて分離。 ・非居住FIと非居住非FIとの利子フローの分離に関する統計がないため、海外からの受取利子については、非居住の非FIが非居住のFIに比べ0.5%高く支払うものと仮定。また、海外への支払利子については、非居住の非FIは非居住のFIに比べ0.5%低く受取るものと仮定。	・利子フローに関する統計はあるが、制度部門別に分割されておらず、居住者の制度部門分割で推計している様子。ただし、ストックの受取支払のマトリクスと整合的な利子フローの受取支払のマトリクスの作成に問題あり。
6 Method 1, Method 2 での参照利子率 (1:貸付金のみ 2:貸付金+株式以外の証券利子)		・使用利子率は、短期・長期の貸付金、外国通貨建て貸付金に応じて異なるものを使用(それぞれ、6ヶ月ABOR(インバーンクレット)、対銀行長期貸付金平均利子率、ユーロ預金3ヶ月もの平均利子率)。 ・Method 2において使用する株式以外の証券利子率の算出には、長期銀行貸付金の平均利子率を使用。	
7 Method 3での参照利子率の推計可否 (長短別々推計)	可(ただし、満期期間の推計が弱(weak)、Method 3の推計結果は他のMethodに比しless reliableと指摘)	可(Method 3の推計結果は他のMethodの方法に比しless reliableと指摘)	可(Method 3の推計結果は他のMethodの方法に比しless reliableと指摘)
8 Method 4での参照利子率の推計可否	可(ただし、Method 4は経済学的意味合い(センス)がないとして、理論的観点から疑問を示す)	可	可
9 Global FISIMと制度部門別のFISIMの合計との比較(Method 3を除く)	可(期間を通してGlobal FISIMは制度部門ごとのMethod 1~4cによるFISIMよりも小さい。ただし、近年になると両FISIMの差は縮小)	可(期間を通してGlobal FISIMは制度部門別Method 1~4cよりも小さいが、これは、赤字が約80億ユーロに上る株式以外の証券の利子支払・受取がGlobal FISIMに含まれている一方、Method 1~4cからは除外されているため(債券の利子受取の大部分は国富からのものであるためFISIMを発生させず、債券の赤字の増大がGlobal FISIMを減らすことになる))	可(Global FISIMは、株式以外の証券の利子を含めているため、制度部門別のMethod 1~4cまでのFISIMより大きくなる。なお、Method 2の参照利子率においてのみ、FIによって発行される株式以外の証券の利子を使用。)。
10 中央銀行の取扱い	・コスト積上げとGlobal FISIMの定義である産出(受取利子-支払利子)の両方で中央銀行のFISIMを計算。前者(コスト積上げ法によるFISIM推計値)よりも後者(Global FISIMの計測方法によるFISIM推計値)の方が大きい(その差は大きく、前者は後者の20%以下)。	・コスト積上げとGlobal FISIMの定義である産出(受取利子-支払利子)の両方で中央銀行のFISIMを計算。前者(コスト積上げ法によるFISIM推計値)よりも後者(Global FISIMの計測方法によるFISIM推計値)の方が大きい(その差は大きく、前者は後者の20%以下)。	・計算なし
11 負のFISIMの発生		・S13で負のFISIMが発生 ・S1251について、全てのFISIM算出方法(Method 1~Method 4c)で、全ての期間について、資産・負債双方で負のFISIMが発生している唯一の国。また、その割合も高い(国内FISIM預金割に占める割合:1995年15%、98年22%、97年21%。特に、Method 1で期間平均32%と高い。)	・S13では負のFISIMが発生したが、FISIM総額のうち僅か。
12 名目GDPに与える影響(Method 1~4c)	1.5%	1.2%	1.0%
うち、家計最終消費支出	1.2%	1.0%	0.9%
うち、非市場サービス最終消費	0.2%	0.1%	0.05%
うち、輸出	0.2%	0.1%	0.05%
13 Method 1~4cの選好について	1st: Method 1/2nd: Method 2	Method 2及びMethod 4a	Method 4a及びMethod 4c